

山口県子ども読書活動推進計画

第4次計画

素案

山口県教育委員会

目 次

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって	
Ⅰ 計画策定の趣旨	1
Ⅱ 計画の期間	1
第2章 第3次計画における取組状況	
Ⅰ 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	2
1 学校図書館法の改正等	2
2 学習指導要領の改訂等	2
3 情報通信手段の普及・多様化	3
Ⅱ 子どもの読書活動の推進における取組の成果と課題	3
1 家庭における取組の成果と課題	3
2 地域における取組の成果と課題	5
3 学校における取組の成果と課題	8
第3章 基本方針	
Ⅰ 県民総ぐるみによる子ども読書活動の推進	11
Ⅱ 子どもの読書活動を支える人材の育成	13
Ⅲ 普及啓発活動	13
第4章 子どもの読書活動推進のための方策	
Ⅰ 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進	14
1 家庭における取組	14
2 地域における取組	15
3 学校等における取組	18
Ⅱ 子どもの読書活動を支える人材の育成	21
Ⅲ 普及啓発活動	22
1 保護者に対する読書の重要性等の普及啓発	22
2 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発の促進	22
3 優れた取組に対する表彰	22

IV	山口県子ども読書支援センターにおける取組	23
1	山口県子ども読書支援センターの役割	23
2	山口県子ども読書支援センターの取組	23

第5章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

I	推進体制	25
1	県の推進体制	25
2	市町の推進体制	25
3	民間団体との連携・協力	25
II	財政上の措置	26
III	努力目標の設定	26

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、そのための環境の整備を社会全体で積極的に推進していくことが重要です。

国では、社会全体で子どもの読書活動を推進していくため、平成13年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律（以下、「法」という。）」に基づき、平成30年4月に第4次となる「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表しました。

県においては、法第9条第1項に基づいて、2004（平成16）年10月に「山口県子ども読書活動推進計画（第1次計画）」【2004（平成16）年度～2007（平成19）年度】を策定して以降、5年毎に改定を行い、子どもの読書活動推進のための方策を示すとともに、施策を推進してきました。

こうした本県のこれまでの取組・成果と課題を踏まえるとともに、国の新しい基本計画を参酌の上、子どもの読書活動をより一層推進するため、第4次計画を策定することにしました。

本計画は、今後5年間の山口県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。また、今後、市町が、法第9条第2項に基づいて、各市町における子どもの読書活動の推進の進捗状況を踏まえ、子ども読書活動推進計画を策定する際の基本となるものです。

II 計画の期間

本計画は、国の新たな「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、「山口県教育振興基本計画」（2018年度～2022年度）とも整合を図り、2022年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 第3次計画における取組状況

I 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

1 学校図書館法の改正等

2014（平成26）年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について定められました。

また、文部科学省においては、学校図書館の整備充実を図るため、「学校図書館ガイドライン」*や「学校司書のモデルカリキュラム」*が作成されました。

2012（平成24）年12月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」*に対する各公立図書館の対応等については、2016（平成28）年3月に「公立図書館の実態に関する調査研究」*の報告書が取りまとめられました。

2 学習指導要領の改訂等

2017（平成29）年及び2018（平成30）年に公示された新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが求められています。

また、幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむことが定められています。

※ 学校図書館ガイドライン

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、更なる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を文部科学省が示したものです。

※ 学校司書のモデルカリキュラム

「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」においてとりまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」をもとに、学校司書の養成に当たる大学等において、授業科目の開講や履修証明プログラムの実施など、学校司書の養成のモデルカリキュラムとして文部科学省が定めたもの。

※ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第7条の2の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準。図書館の健全な発展に資することを目的とし、図書館は、この基準を踏まえ、法第3条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

※ 公立図書館の実態に関する調査研究

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」「障害者差別解消法」への各図書館の対応や取組状況、「社会教育調査」で未調査の図書館の情報、各図書館での電子書籍サービスの状況を把握することを目的に行なわれる。アンケート調査と訪問調査を行っている。

3 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。例えば、「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）によると、年々、児童生徒のスマートフォンの利用率が増加しており、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきました。また、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も近年の特徴です。このことから、国においては、子どもを取り巻く情報環境の変化が読書環境に与える影響等について、実態把握や分析を行うこととしています。

【児童生徒のスマートフォンの利用率】

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
小学生	17.1%	23.7%	27.0%	29.9%
中学生	41.9%	45.8%	51.7%	58.1%
高校生	90.7%	93.6%	94.8%	95.9%

（内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」）

II 子どもの読書活動の推進における取組の成果と課題

本県では、第3次計画に基づき、家庭、地域、学校と連携・協力しながら、子どもの読書活動の推進のための取組を実施してきました。

第4次計画の策定に当たっては、第3次計画策定後の取組の成果と課題を検証することが重要です。そこで、第3次計画における家庭、地域、学校におけるそれぞれの主な取組の成果や課題を示します。

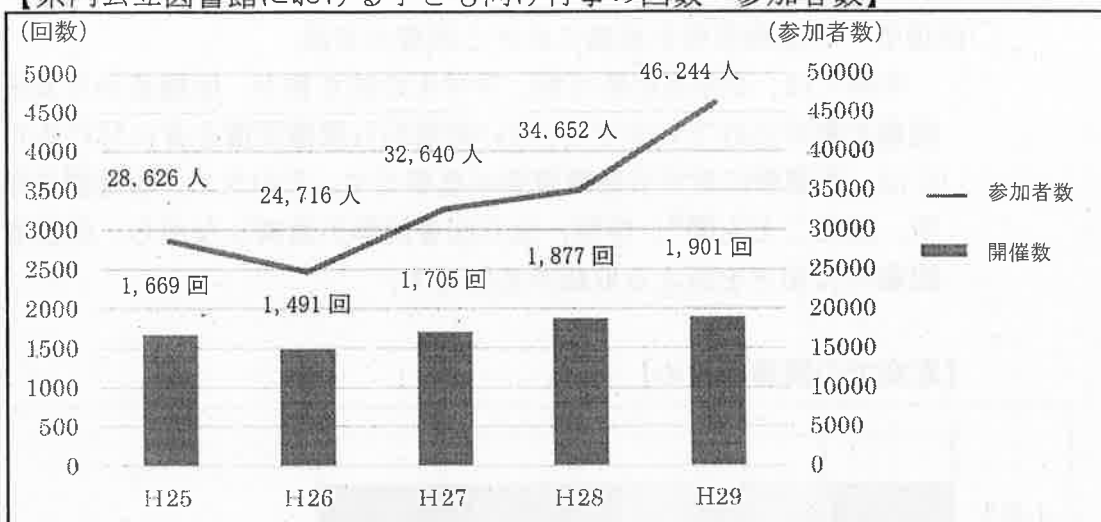
1 家庭における取組の成果と課題

【成果】

○子ども向け行事等への参加

- ・ 県内各地の公立図書館では、おはなし会などの子ども向け行事を年間に約1,900回開催し、読書の重要性や楽しみについての理解の促進や親子で読書に親しむ機会の提供に努めており、2017（平成29）年度には4万6千人以上の参加者がありました。また、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）における読書イベントの開催等を通じて社会的な気運の醸成に努めています。

【県内公立図書館における子ども向け行事の回数・参加者数】



(県立山口図書館調査)

- ・ 図書館や書店が近くにない子どもと保護者に対して、公立図書館が移動図書館車を運行させて本の貸出を行うなど、本と出会い、読書に親しむ機会を提供しています。

○ブックスタート※による読み聞かせ等の実践

- ・ 家庭での読書活動推進のためには、幼児期からの絵本の読み聞かせ等、親子で読書を楽しむことが大変重要です。本県では乳幼児健診などの機会を利用して、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡すブックスタートなどの取組が県内19市町のうち17市町で実施されており、読書に親しむきっかけづくりとなっています。
- ・ 出産前に絵本を渡す「マタニティ・ブックスタート事業」※に取り組んでいる市もあり、今後の広がりが期待されます。

※ ブックスタート

市町自治体が行う0歳児検診などの機会に、乳児と保護者が絵本を介して、心ふれ合う時間をもつきっかけとして、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。

※ マタニティ・ブックスタート事業

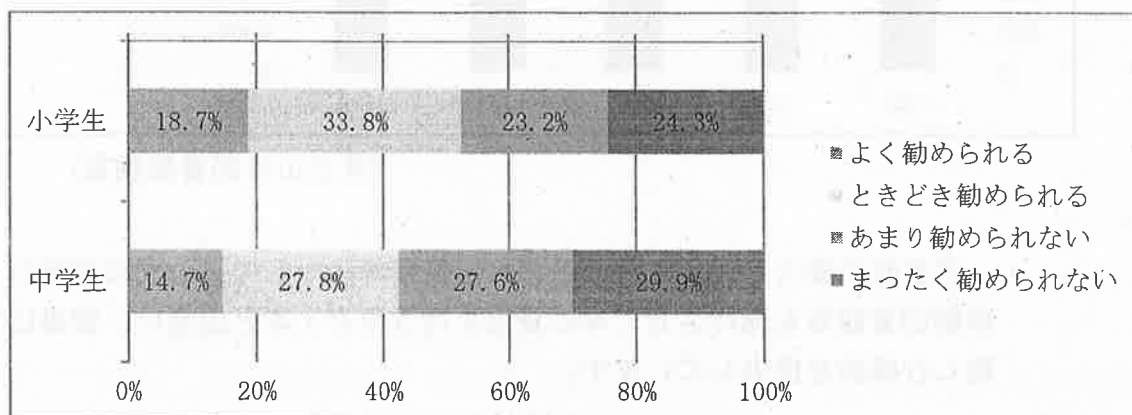
妊娠期から、胎児と母親、父親が肌のぬくもりを感じながら、絵本を介して、言葉と心を通わすひと時を応援する事業。

【課題】

○保護者への意識啓発と家庭における読書の実践

- ・ 本県では、小学生の約5割、中学生の約6割が、保護者からあまり読書を勧められていません。幼い時期から読書習慣を身に付けるためには、保護者に対する意識啓発が重要です。そのため、幼稚園や保育所、認定こども園[※]、学校、公立図書館等が連携しながら、保護者に読書の大切さを伝える取組が必要です。

【家庭での読書の勧め】



【2017 (H29) 年度 山口県教育委員会調査】

○家庭への情報提供

- ・ 家庭への情報提供に当たっては、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解が促進されるよう、リーフレットやメディアの活用、イベント・講座の充実など、様々な手段により幅広く行う必要があります。

2 地域における取組の成果と課題

【成果】

○市町の読書環境の整備

- ・ 県内19市町のうち、13市で47館、5町で8館、あわせて18市町で55館の図書館が整備されています(2013(平成25)年度:17市町53館)。児童書の貸出冊数も、2013(平成25)年度の約353万冊から2017(平成29)年度は約366万冊に増加しています。

※ 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県から認定を受けることができる。

・ 移動図書館の運行回数は、2013（平成 25）年度の 1,839 回から 2017（平成 29）年度は 2,819 回と大幅に増加しており、図書館から遠い地域に住む子どもたちへ読書の機会が提供されています。

図書館を設置している全市町で、公立図書館から公民館への図書館の団体貸出が実施されており、公民館図書室が地域の身近な読書施設として機能するための連携が図られています。

○民間読書ボランティア団体の育成等

- ・ 公立図書館において、民間読書ボランティア団体の研修会を実施しています。また、民間読書ボランティア団体と連携・協力して、おはなし会等の行事を多数開催しています。
- ・ 2014（平成 26）年度～2017（平成 29）年度には、地域での子ども読書活動のネットワークづくりをめざして、県内 7 市で地域ネットワークフォーラム*を開催しました。公立図書館と地域の民間読書ボランティア団体が企画・運営を共にすることで、図書館と団体相互の交流が生まれ、図書館を中核とした子ども読書活動のネットワークが構築されました。

○山口県子ども読書支援センターの事業展開

- ・ 山口県子ども読書支援センター*は、県域の子ども読書活動の推進拠点として、各種研修会やおはなし会等の行事の開催、新刊児童書閲覧会、市町立図書館や学校などへの図書館の団体貸出、メールマガジンやホームページによる情報提供などを行っています。

※ 地域ネットワークフォーラム

地域における子どもの読書に関わる全ての人を対象としたフォーラム。開催地区の図書館を中心に民間読書ボランティア団体と連携・協力しながら実施。児童文学作家や児童サービスに関する専門家の講演の他、民間読書ボランティア団体の取組事例発表や情報交換会・交流会等も併せて実施した。（開催市：2014 年度：山陽小野田市、光市、2015 年度：下松市、萩市、2016 年度：宇部市、長門市、2017 年度：岩国市）

※ 山口県子ども読書支援センター

「山口県子ども読書推進計画（第1次）」に基づき、県における子どもの読書活動を総合的に推進するため、家庭、地域、学校等における取組を支援する組織として、2004（平成16）年に県立山口図書館内に設置した。

【山口県子ども読書支援センター（県立山口図書館）の主な事業実績】

内 容	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
子どもの読書に関する研修の受講者数	388 人	409 人	419 人	458 人	461 人
子どもの読書に関する講師等の派遣件数	31 件	31 件	42 件	40 件	34 件
児童書貸出冊数	93,309 冊	96,382 冊	107,631 冊	110,166 冊	112,440 冊
新刊児童書閲覧会参加人数	113 人	99 人	114 人	118 人	127 人

（県立山口図書館調査）

○特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動の充実

- ・ 2012（平成 24）年に県立山口図書館内に整備したマルチメディアデイジー室において、マルチメディアデイジー図書*の貸出サービスや研修会の実施、活用のPR等を行っています。

マルチメディアデイジー図書の蔵書数は、2013（平成 25）年度の1,360 冊から 2017（平成 29）年度の 1,948 冊に増加するなど、継続的に充実を図っています。

また、公立図書館においても、民間ボランティア団体が作成した布の絵本*を活用するなどの取組が進められています。

【課題】

○市町の取組の促進

- ・ 県内 19 市町のうち、18 市町において子ども読書活動推進計画が策定されていますが、計画期間の終了後、改定が行われていないものもあります。各地域の実情に応じた取組が進められるよう、計画の策定や改定を促していくことが必要です。

※ マルチメディアデイジー図書

視覚障害や学習障害などで読むことが困難な方のための、パソコン等により文字・音声・画像を同時に再生できる図書のこと。

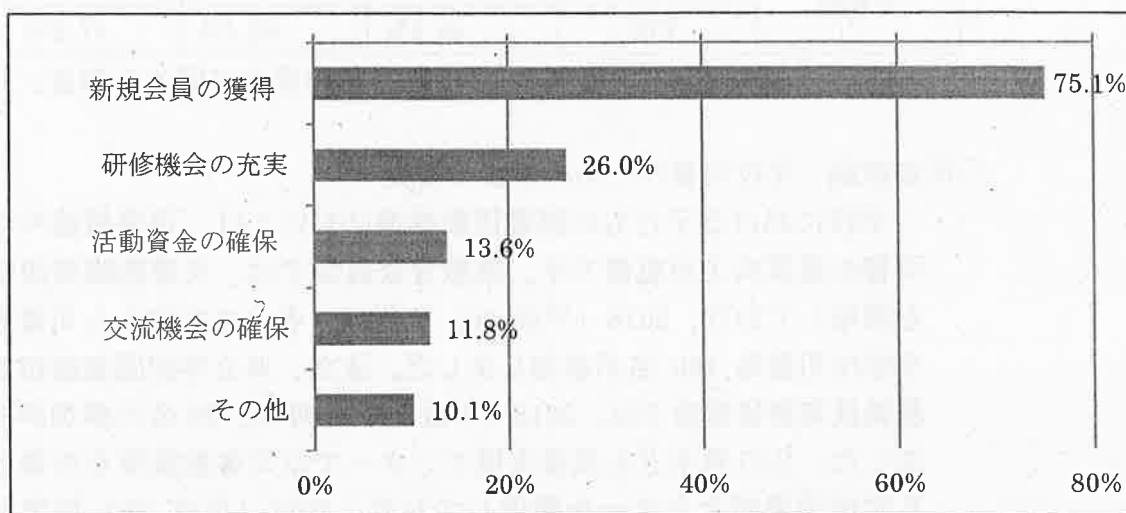
※ 布の絵本

厚地の台布に、絵の部分をアップリケし、スナップやボタン、ファスナー、紐で留めたり、外したり、結んだりできるようにし、文の部分を手書きしたもの。絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。

○読書ボランティアの充実

- ・ 民間読書ボランティアは公立図書館や学校図書館等で活動し、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。一方で、本県の民間読書ボランティア団体の8割近くが、課題として新規会員獲得を挙げています。ボランティア活動が継続して円滑に行われるよう、読書の重要性に関する普及啓発を進めるとともに、中学生・高校生を含めた若い世代のボランティア育成に取り組んでいく必要があります。また、多様なボランティア活動を行うための機会や場の提供、学校や公立図書館との連携を促進していくことが必要です。

【 民間読書ボランティア団体が抱えている課題 】



【2016（平成28）年度 県立山口図書館調査】

○中学生・高校生を対象とした読書啓発の充実

- ・ 学年が進むに従って読書離れが進む傾向にあることを踏まえ、中学生や高校生を対象とした行事を開催するなど、読書啓発活動の充実を図ることが必要です。

3 学校における取組の成果と課題

【成果】

○一斉読書活動の推進

- ・ 児童生徒の読書習慣の確立のため、学校では朝の読書活動等の一斉読書活動に取り組んでいます。2015（平成27）年度に一斉読書活動に取り組んでいる県内の学校の割合は、小学校で97.6%、中学校で87.8%に達しています。

○公立図書館との連携

- ・ 図書館資料の借受や図書館司書による訪問、おはなし会やブックトークを行うなど、公立図書館と連携している公立小・中学校の割合は、2012（平成 24）年度から増加傾向にあり、概ね全国よりも高く推移しています。

【 公立図書館と連携している公立小・中学校の割合 】

区 分		2012 年度	2014 年度	2016 年度
小学校	山口県	81.3%	84.9%	90.5%
	全国	76.5%	79.9%	82.2%
中学校	山口県	53.5%	51.6%	61.9%
	全国	49.8%	52.4%	57.5%

（文部科学省 「学校図書館の現状に関する調査」）

○司書教諭、学校司書のための研修の充実

- ・ 学校における子どもの読書活動推進においては、司書教諭や学校司書の資質向上が重要です。県教育委員会では、司書教諭等研修会を開催しており、2018（平成 30）年度は、各公立学校から司書教諭や学校司書等 160 名が参加しました。また、県立学校図書館担当事務職員実務研修会では、2018（平成 30）年度に、29 名の参加がありました。山口県子ども読書支援センターでは司書教諭等を対象とする学校図書館セミナーを開催しており、2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度まで延べ 538 人が参加しています。さらに、学校図書館の選書の参考になるように、新刊児童書閲覧会を開催しており、参加者は延べ 571 人に上ります。

○読書ボランティア等と連携した読書活動の推進

- ・ 読書ボランティアと連携している学校の割合は、公立小学校において、2012（平成 24）年度の 79.4%から、2016（平成 28）年度の 83.8%に増加しています。また、公立中学校においても 2012（平成 24）年度の 16.1%から、2016（平成 28）年度の 31.3%に増加しています。

【課題】

○学年進行に伴う読書離れ

- ・ 2017（平成 29）年現在、不読率*は、小学生 5.6%、中学生 15.0%、高校生 50.4%と、学年が進むにつれ読書離れが進む傾向にあります。この要因として、発達の段階に応じた読書習慣の形成が十分でないことや、読書への関心の度合いが低くなっていくことが考えられており、発達の段階ごとの特徴を意識した取組や読書に関心をもつようなきっかけづくりが求められています。

○11 学級以下の学校における司書教諭有資格者の配置

- ・ 学校図書館法で配置が義務付けられている 12 学級以上の学校については、司書教諭を全校に配置していますが、11 学級以下の学校における配置率は、2018（平成 30）年度において、小学校で 42%、中学校で 60%、高校で 75%となっています。

○自主的な読書活動の推進

- ・ 子どもの読書への関心を高めるためには、子ども同士で本を紹介しあう取組の充実が有効と考えられています。子どもたちの自主的な読書活動につながる取組として、ブックトーク*やビブリオバトル*等が行われており、引き続き、このような取組を広く普及していく必要があります。

○高校における公立図書館との連携

- ・ 公立図書館と連携している高校の割合は、2016（平成 28）年度で 15.7%に留まっており（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」：全国は 51.1%）、団体貸出の活用等、連携・協力体制の強化を図ることが必要です。

※ 不読率

全国学校図書館協議会と毎日新聞が合同で実施した「学校読書調査」において、1か月に1冊も本（教科書、参考書、マンガ、雑誌等を除く）を読まなかった人の割合。県別のデータがないため、全国のデータを使用。

※ ブックトーク

子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の紹介をすること。

※ ビブリオバトル

書評合戦。発表者が読んで面白いと思った本を1人5分程度で紹介し、最後に参加者の投票で1番読みたくなった本を選ぶ活動。

第3章 基本方針

山口県教育振興基本計画[※]の教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となるものです。

また、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、積極的にその環境づくりに努める必要があります。

このことから、次の方針のもと、県民総ぐるみで、子どもの自主的な読書活動を推進します。

I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進

○家庭、地域、学校が連携・協働した県民総ぐるみによる推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要です。社会全体で目指す子どもの姿を共有した上で、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たしながら、民間団体とも緊密に連携・協働するなど、相互に協力を図ることが求められます。このような観点から、社会全体での子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、「やまぐち型地域連携教育」[※]によるネットワークも活用しながら、必要な体制の整備に努めます。

○発達の段階を意識した読書活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けるため、以下に掲げる発達の段階ごとの読書に関する特徴に応じた取組を進めます。

その際、読書への関心が高まるよう、自主的、対話的な読書活動を推進するとともに、選書に気を配ること、活字をしっかりと読むことなど、読書の質を高めることにも留意されるよう努めます。

※ 山口県教育振興基本計画

教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け「知・徳・体の調和がとれた教育の推進」「学校・家庭・社会が連携・協働した教育の推進」「生涯を通じた学びの充実」「豊かな学びを支える教育環境の充実」の4つの施策の柱の下、本県の実情に即した各種教育施策を総合的・計画的に推進していくための計画。

※ やまぐち型地域連携教育

コミュニティ・スクールが核となり、地域協育ネットの仕組みを生かして様々な団体等と連携・協働し、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを支援する仕組み。

- ・ 6歳まで： 言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうことで本に興味を示すようになる。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
- ・ 小学生： (低学年) 一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
 (中学年) 最後まで本を読み通すことができる子とそうでない子の違いが現れ始め、読み通すことができる子は、自分の考えと比較しながら読むことができるようになるとともに、多くの本を読むようになる。
 (高学年) 本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れる。読書の幅が広がる一方、この段階で発達が留まったり、読書の幅が広がらなくなったりする場合もある。
- ・ 中学生： 共感したり感動したりすることができる本を選んで読むようになる。自己の将来について考えるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
- ・ 高校生： 読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じて、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

(文部科学省 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を要約)

○読書活動を支える環境の整備

公立図書館の設置や子ども読書活動推進計画の策定状況等、子どもの読書活動を支える環境における地域間の格差をなくすよう、努めていくことが重要です。

併せて、全ての子どもたちが、発達の段階に応じて、自ら読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するための環境づくりに努めることが必要です。このような観点から、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会を提供するため、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

II 子どもの読書活動を支える人材の育成

公立図書館司書や司書教諭、学校司書は、図書館資料の選択、収集、提供や子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施など、子どもの読書活動の推進において重要な役割を担っています。また、民間読書ボランティア団体は、読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しており、これらの人材を継続的に育成していくことが重要です。

このため、こうした子どもの読書活動を支える人材の確保や資質の向上や、これらの人々を指導できる専門的な人材の育成に努めるとともに、更なるネットワークの構築を図ります。

III 普及啓発活動

子どもの読書活動に関する関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るためには、普及啓発活動が重要です。子どもの読書活動の重要性について理解が深まるよう、イベントや講座をはじめ、様々な広報媒体を活用し、読書活動の効果等について普及啓発するよう努めます。併せて、先駆的、モデル的な取組の情報収集や提供、表彰による奨励等に努めます。

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進

1 家庭における取組

ア 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。また、家庭における読書は、本を媒介にして家族が話し合う時間をもち、絆を深める手段としても重要です。このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。

また、定期的に読書の時間を設けることにより、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

イ 家庭における子どもの読書活動の推進

○家庭における読書を支援する取組

- ・ 家庭において子どもを中心に家族で本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」※を促進します。
- ・ 公立図書館において、子どもの発達の段階に応じたお勧め本の紹介やおはなし会の開催など家庭における読書活動に資する情報が提供されるよう促します。
- ・ 乳幼児健診等の場を活用したブックスタートなどの取組が、現在17市町で実施されています。図書館、保健センター等の関係機関が連携・協力し、子どもと一緒に絵本を楽しむことや、その時間の大切さを伝えながら保護者に絵本を手渡すなど、実施方法の工夫をすることで、更なる普及、充実を促します。また、マタニティ・ブックスタートの取組についても情報を提供するよう努めます。

※ 家読（うちどく）

「家庭読書」の略語。「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書運動。

2 地域における取組

(1) 公立図書館における取組

ア 図書館の役割

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を選び、子どもの読書について司書等に相談することができる場所です。

さらに、子どもやその保護者を対象としたおはなし会、本の展示等を実施するほか、民間読書ボランティア団体の支援や活動の機会・場所の提供、研修も行っており、読書の大切さを広める場でもあります。

引き続き、図書館には、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等に基づき、地域における子どもの読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれます。

イ 図書館における子どもの読書活動の推進

○図書館資料の充実と提供

- ・ 子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な図書館資料があることが重要です。公立図書館の図書館資料の整備については、国による財源措置がされていますが、各自治体が児童図書の計画的な整備や子ども読書関連資料の充実・提供を図っていくよう促します。
- ・ 「山口県内図書館横断検索システム」※を活用し、県内の公立図書館や大学図書館との連携により資料提供の充実を図るよう促します。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちが豊かな読書活動を実施できるよう、マルチメディアデージー図書、さわる絵本、布の絵本、大活字本、LLブック※等の資料の収集や提供、利用する際の支援等を促します。
- ・ 日本語を母語としない子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集にも努め、活用するよう促します。

※ 山口県内図書館横断検索システム

山口県内にある複数の公立・大学図書館の所蔵資料をweb上で同時に検索することができるシステム。

※ LLブック

LLはスウェーデン語の「読みやすい」の略。知的障害や学習障害などがある人々も楽しめるよう、内容を理解する助けとしてイラストや写真、記号を多く添えた本。

○読書に親しむ機会の提供

- ・ おはなし会の定期的な開催、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）の読書週間（10月27日～11月9日）における子ども向け行事の開催等、読書に親しむ機会の提供を促します。行事については、幼児・児童を対象とするものに加え、中学生・高校生や支援を要する子ども等、対象となる子どもの特性に応じた企画を推進するほか、子ども同士で行う活動を実施する等、内容の充実を促します。
- ・ 図書館から遠距離に居住する子どもの読書活動の推進のため、車で巡回する移動図書館の利便性の向上や学校図書館、公民館図書室との連携を促進します。
- ・ 各地域において子どもの読書活動が総合的・計画的に推進されるよう、子ども読書活動推進計画が未策定の自治体に対して、その策定を促すとともに、改定されていない自治体に対しても、その改定を促します。

○学校、幼稚園・保育所、関係機関等に対する支援

- ・ 図書の団体貸出や移動図書館の乗り入れ等による、学校や幼稚園・保育所、認定子ども園、児童館や公民館における読書活動への支援を促します。
- ・ 子どもを対象とした出張講座等を行うことで、子どもたちの読書意欲の喚起を促します。

○運営の状況に関する評価の実施

- ・ 公立図書館において、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会が提供されるよう促します。
- ・ 目標の設定に際しては、図書館サービスその他図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう促します。

(2) 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組

ア 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等の役割

児童館では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われ、子どもが読書に親しむ契機となっており、活動の一層の推進が望まれます。

また、公民館は図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、多様な人々と連携し、子どもの読書活動の機会を提供することが望まれます。

放課後や休日に子どもたちが集まる放課後子ども教室や放課後児童クラブ等においても、多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を行うことが重要です。

イ 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における子どもの読書活動の推進

- ・ 児童館や公民館、子育てサークル、放課後子ども教室、放課後児童クラブにおいて、地域協育ネット[※]の仕組みも活用しながら、ブックリストやイベント等の情報提供や民間読書ボランティア団体等との連携による読み聞かせ等の読書活動が推進されるよう促します。
- ・ 児童館や公民館等の図書コーナーにおける児童図書の充実を促します。
- ・ 子育て支援拠点などの地域に開放された施設において、未就園児やその保護者等に対して図書の貸出や読書に関する情報提供が行われたり、読み聞かせなどの読書活動が実施されたりするよう促します。

※ 地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組み。

3 学校等における取組

(1) 幼稚園や保育所、認定こども園*における取組

ア 幼稚園や保育所、認定こども園の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園は「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。

また、幼稚園、保育所、認定こども園で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められます。

イ 幼稚園や保育所、認定こども園における子どもの読書活動の推進

○本とふれあうきっかけづくり

- ・ 読み聞かせ等を通じて、子どもが読書の楽しさと出会うきっかけづくりを促進します。
- ・ 発達の段階や特別な支援を必要とする子どもの状況などに応じた図書の実質を図るとともに、子どもたちが落ち着いて図書にふれることができるようなスペースが確保されるよう促します。
- ・ 異年齢交流において、小学生や中学生等が幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語にふれる機会が多様になる工夫をするよう促します。

(2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組

ア 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割

学校教育法において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第21条第5号)が規定されています。また、2017(平成29)年、2018(平成30)年に公示された学習指導要領においても、言語活動を充実するとともに、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されています。これらを踏まえ、学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、発達の段階に合わせた適切な読書支援をすることが求められます。また、読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められています。

学習指導要領においては、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることとされており、「学校図書館ガイドライン」を参考に学校図書館の整備・充実を図ることが重要とされています。

また、コミュニティ・スクールの仕組みを活用して課題を分析し、家庭や地域と一体となった取組を進めることが重要です。

イ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における子どもの読書活動の推進

○読書指導の充実

- ・ 自主的、対話的な読書活動を促進するため、「読書ノート」や「ブックトーク」「児童生徒同士によるお勧め本の紹介」「ビブリオバトル」「読書会」「アニメーション※」等の読書活動を推進します。
- ・ 朝の読書や読書の時間等を活用した全校読書の取組を引き続き奨励するとともに、内容の充実を促します。
- ・ 各教科、総合的な学習の時間等において、学校図書館や公立図書館を利用して、言語に関する能力の育成や情報活用能力を向上させる取組を奨励し、主体的、意欲的な読書活動や学習活動の充実を促します。
- ・ 中学校区における小中合同学校運営協議会の開催など校種関連携を進める中で、目指す子どもの姿を共有し、発達の段階に応じた読書活動が推進されるよう促します。

○学校図書館の整備・充実

- ・ 国の「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、図書資料の整備・充実が図られるよう促します。また、新聞を活用した学習を行うために新聞配備についても促します。公立高等学校等においても、学校図書館機能の充実をめざして、計画的な図書資料の整備・充実を促します。
- ・ 読書・学習スペースの確保などの学校図書館施設の整備等を通じて、児童生徒が利用しやすい学校図書館の環境づくりを促進します。
- ・ 団体貸出の活用等、公立図書館との連携による図書資料等の整備・充実を促します。

※ アニメーション

読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

○地域、民間読書ボランティア団体等との連携・協働

- ・ 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、地域の人材や民間読書ボランティア団体の参画による学校での読み聞かせの実施や学校図書館の整備等、地域ぐるみで子どもの読書活動を支援する取組を促します。

○特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

- ・ 特別な支援を必要とする子どものために、大活字本、手話や字幕入りの映像資料等、バリアフリー資料の収集を促します。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動推進のため、障害の状態等に応じた選書、タブレット型情報端末やマルチメディアデジタル図書等の活用、読書ボランティアによる読書活動支援の取組を奨励します。
- ・ 「視覚障害教育情報ネットワーク」※の活用等により、学校等で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を推進します。
- ・ 通常の学級における特別な支援を必要とする子どもに対し、一人ひとりのニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備を図るとともに、教職員の理解と支援を促進します。

※ 視覚障害教育情報ネットワーク

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の運用による、インターネットで、視覚障害教育全般についての教材データ提供および情報提供を行う場である。また、盲学校間など視覚障害関連機関の間での情報交換・意見交換の場でもある。

II 子どもの読書活動を支える人材の育成

○公立図書館における司書の配置と資質の向上

- ・ 子どもの読書活動を支える児童サービス担当者の役割が重要であることから、司書の適切な配置を促します。
- ・ 研修等を通じて司書の資質向上を図り、子どもの読書活動の充実に取り組むよう促します。

○司書教諭及び学校司書の配置と資質の向上

- ・ 司書教諭有資格者の配置の拡大に向け、引き続き有資格者の育成に努め、11 学級以下の学校における配置を促進するとともに、教職員の協力体制の確立を促します。
- ・ 公立小・中学校においては、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校司書の配置を促します。
- ・ 公立高等学校等においては、司書教諭や学校図書館担当教員が、学校司書を兼務する事務職員と連携して組織的に業務に従事できる事務執行体制の整備に努めるとともに、国の動向等を踏まえながら、業務のあり方等についても検討します。
- ・ 児童生徒にとって親しみやすく利用しやすい学校図書館づくりを一層推進するため、司書教諭、学校司書のための研修を継続して実施し、専門性や資質の向上を図ります。

○幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上

- ・ 幼稚園や保育所、認定こども園で直接子どもと接する教員や保育士の意識の啓発や、読み聞かせ等の技能を高めるための研修を実施するよう促します。

○民間読書ボランティア団体に対する支援

- ・ 民間読書ボランティア団体等との連携強化のため、公立図書館では民間読書ボランティア団体と定期的に情報交換を実施するとともに、団体同士のネットワーク化や活動の場を広げるための広報支援等を行うよう促します。
- ・ 公立図書館において、民間読書ボランティア団体や中学生・高校生ボランティア等を対象とした子どもの読書活動に関する研修の機会が提供されるよう促します。

Ⅲ 普及啓発活動

1 保護者に対する読書の重要性等の普及啓発

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、学校に対し、参観日等の機会を捉え、保護者に絵本の読み聞かせなどを通じて、子どもと一緒に読書を楽しむことの重要性を啓発したり、その方法などを普及したりするよう促します。
- ・ イベントや魅力ある講座の開催、「家庭の元気応援キャンペーン」※の活用等により、家庭での読書活動の重要性を啓発します。

2 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発の促進

- ・ 「子ども読書の日」（4月23日）や「文字・活字文化の日」（10月27日）等に公立図書館等において、その趣旨にふさわしいおはなし会や子ども読書に関する講演会、フォーラムやシンポジウム等の催しを開催し、普及啓発に努めます。
- ・ 「家庭の日」※（毎月第3日曜日）に公立図書館等において、親子で参加できるおはなし会等のイベントを開催するなど、「家庭の日」と連動した取組を推進します。

3 優れた取組に対する表彰

- ・ 「山口県子ども読書活動団体表彰」において、子どもの読書活動に関し、特色ある取組を実施している民間団体を表彰することにより、その取組の奨励を図ります。

※ 家庭の元気応援キャンペーン

「家庭教育支援強化月間（10月）」や保護者向けリーフレットの配布等による普及啓発や、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた家庭での実践活動の促進等により、家庭教育の実践や地域で支え合う環境づくりを進めるための取組。

※ 家庭の日

山口県では、2007（平成19）年10月に制定した子育て文化創造条例で「県民は毎月第3日曜日を標準として概ね毎月1回以上、一定の日を定めて、家族が果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ合い、その他家族の絆を深めるための取組をするよう努めるものとする。」と定めている。

IV 山口県子ども読書支援センターにおける取組

1 山口県子ども読書支援センターの役割

山口県子ども読書支援センターは、児童図書や子どもの読書活動に関する様々な資料・情報を収集し提供する、子どもの読書活動の推進拠点です。

また、研修会や講座の開催、講師の派遣を通して、子どもの読書活動を支える人材育成の拠点となります。

さらに、各機関や団体をつなぐ連携の拠点としての役割も果たし、県民総ぐるみによる子どもの読書活動を推進します。

2 山口県子ども読書支援センターの取組

○資料・情報提供の充実

- ・ 児童図書や子どもの読書関連資料等を幅広く収集し、公立図書館や学校関係者、民間読書ボランティア等が児童図書や資料を手にする機会を提供するとともに、学校や幼稚園、保育所、認定こども園への図書の団体貸出や公立図書館との相互貸借を行います。
- ・ 新刊児童書の案内や子ども読書のイベント情報等を盛り込んだメールマガジンの配信により、家庭や学校図書館への情報提供を行います。
- ・ 専門知識を活かしたレファレンスサービス[※]やホームページにおける「子どもの読書支援」のページを充実させ、子どもの読書活動に興味のある人の調査・研究活動を支援します。
- ・ ホームページにおける「テーマ別資料リスト」の更なる充実により、調べ方学習を支援します。

○子どもの読書活動を支える人材の育成

- ・ 司書教諭等学校図書館関係者の資質向上につながる研修や、公立図書館職員、児童館や公民館職員、民間読書ボランティア等を対象とした読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリング[※]等の技術向上をめざす研修を実施します。

※ レファレンスサービス

図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供または提示すること。またそれに関わる業務のこと。

※ ストーリーテリング

物語を覚えた上で、絵や文字を見せずに語って聞かせること。

- ・ 公立図書館や学校図書館、幼稚園や保育所、認定こども園、民間読書ボランティア団体等が、行事や講座、研修会等を開催する際、子どもの読書活動に関する知識・技術等を身に付けた人材の紹介や講師としての職員の派遣を行います。

○連携・協働の促進

- ・ 公立図書館や学校、民間読書ボランティア団体、行政機関等のネットワーク化や相互の連携・協働の強化を促します。
- ・ 県内のボランティア団体や公立図書館の活動状況等の把握や情報提供を行います。

○その他

- ・ 市町における子どもの読書活動を支援するため、子ども読書活動推進計画策定のための助言を行います。
- ・ 公立図書館や学校図書館、民間読書ボランティア団体等の特色ある活動や実践事例を収集し、様々な通信手段で紹介します。
- ・ 学校図書館の運営に関する助言や児童生徒を対象とした「おでかけ講座」などを実施します。

第5章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

I 推進体制

1 県の推進体制

○山口県子ども読書活動推進協議会の運営

家庭、公立図書館、民間読書ボランティア団体、学校関係者等から構成する山口県子ども読書活動推進協議会を定期的開催し、計画の進捗状況を検証するとともに、子どもの読書に関わる人たちの連携・協力の在り方についての協議や情報交換を行いながら、施策の効率的な推進に努めます。

○山口県子ども読書支援センターの運営

山口県子ども読書支援センターを本県の子どもの読書活動を推進する中核的組織として、家庭、地域、学校等関係機関への支援や連携の強化を図ります。

2 市町の推進体制

○市町子ども読書活動推進計画の策定・推進

子どもの読書活動においては、市町の果たす役割が重要であることから、市町に対し子ども読書活動推進計画の策定・改定と着実な推進を促します。

○市町立図書館による推進

市町立図書館が、各地域の子どもの読書活動の中心施設として、家庭、地域、学校等への支援を行うとともに、ネットワークを構築するよう促します。

3 民間団体との連携・協力

○民間団体の活動促進

県内で活動している民間読書ボランティア団体等の主体的な活動を促進します。

○ネットワークの構築

民間読書ボランティア団体同士、民間読書ボランティア団体と公立図書館、学校等とのネットワーク化を図り、相互に連携・協働して取組を進めます。

II 財政上の措置

この推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

III 努力目標の設定

本計画の策定に当たり、以下の努力目標を設定し、子どもの読書活動を推進するとともに、その達成状況に関し、点検及び評価を行います。

努力目標	現状値	目標値
(1) 読書が好きと感じている児童生徒の割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	小学校 73.7% 中学校 75.2% (2017年)	増加させる
(2) 公立図書館における児童書貸出冊数 (県立山口図書館調査)	3,649,516冊 (2017年)	増加させる
(3) 公立図書館における子どもの読書に関する研修会の開催市町数 (県立山口図書館調査)	13市町 (2017年)	18市町
(4) 全校体制の読書活動を行っている学校の割合 (文部科学省「学校図書館における現状に関する調査」)	小学校 97.6% 中学校 87.8% (2015年)	小学校 100% 中学校 100%
(5) 読書活動に関するボランティアと連携している学校の割合 (文部科学省「学校図書館における現状に関する調査」)	小学校 83.8% 中学校 31.3% (2016年)	小学校 100% 中学校 100%
(6) 授業において学校図書館を活用した県立高等学校・特別支援学校等の割合	—*	100%
(7) 山口県子ども読書支援センター職員の訪問相談・講師派遣回数 (県立山口図書館調査)	40件 (2013年～2017年における年間平均回数)	45件 (5年平均)

※参考 「国語科において学校図書館を活用した県立高等学校の割合」 65.4%

(文部科学省「学校図書館における現状に関する調査」(2016年))

